

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

未発生期

状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的

発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

① 町行動計画等の作成

- ・ 特措法及び、政府行動計画、北海道行動計画に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。

② 国・道等との連携強化

- ・ 国、道、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努めます。

(2) 情報提供・共有

- ・ 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び道が発信する情報を入手することに努めるとともに、庁内組織での情報共有体制を整備します。
- ・ 道との連携の下、地域住民に必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えます。
- ・ 国、道及び関係機関との情報共有体制の整備に努め、必要に応じて訓練を実施します。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて、相談窓口等の設置準備を進めます。

(3) 予防・まん延防止

① 感染対策の実施

- ・ 町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

② 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

- ・ 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道その他関係機関との連携を強化します。

(4) 予防接種

① 登録事業者の登録

- (ア) 国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力します。
- (イ) 特定接種の対象となる本町職員等を把握します。
- (ウ) 国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力します。

② 接種体制の構築

【特定接種】

本町職員等について、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築します。

【住民接種】

- (ア) 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく町民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画、北海道行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者（ワクチン需要量）の把握に努めます。
- (イ) 円滑な接種の実施のために、国及び道の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- (ウ) 速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国、道、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法の構築に努めます。

③ 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

(5) 医療

① 地域医療体制の整備

道等と連携し、道の医療体制の整備に関する対策に適宜協力します。

地域医療体制の整備に関する道の対策

- ・ 道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努めます。
- ・ 道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めます。
また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進めることとします。
- ・ 道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めます。また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。

② 国内感染期に備えた医療の確保

道等と連携し、道の医療の確保に関する対策に適宜協力します。

国内感染期に備えた医療の確保に関する道の対策

道は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組みます。

- ・ 道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国

から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努めます。

- ・ 道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関又は公的医療機関等(国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。
- ・ 道は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握します。
- ・ 道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討します。
- ・ 道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討します。
- ・ 道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。

③研修等

道等と連携し、道の研修等に関する対策に適宜協力します。

研修等に関する道の対策

- ・ 道は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知します。
- ・ 道は、国と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

①業務計画等の策定

新型インフルエンザ等の発生時に備え、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、業務継続計画を策定するなど十分な事前の準備を行うこととします。

② 要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者などの要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、道と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくこととします。

③ 火葬能力等の把握

道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討するとともに、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

④ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備の整備に努めます。

海外発生期

状態

- ・ 海外でインフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内ではインフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- ・ 国内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・ 対策の判断に役立つため、国及び道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促します。
- ・ 医療機関等への情報提供、町民生活及び地域経済の安定のための準備を進め、地域発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、国や道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めます。

(2) 情報提供・共有

① 相談窓口等の体制

- ・ 国からの要請に基づき、町民からの一般的な問い合わせに対応できるよう相談窓口等を設置し、国が作成するQ&Aなどを参考にしながら、適切な情報提供に努めます。

② 情報提供方法

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び道が発信する情報を入手し、町ホームページや相談窓口などを通して、町民への情報提供に努めます。
- ・ 情報入手が困難なことが予想される高齢者や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じるよう努めます。

(3) 予防・まん延防止

町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

(4) 予防接種

① 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、本町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

② 住民接種

(ア) 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行います。

(イ) 国の要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう、集団接種、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築します。

(ウ) 町民等に対し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行います。

(5) 医療

国及び道が実施する医療体制の整備、医療機関への情報提供等、海外発生時の各種対応について協力します。

医療に関する道の対策

● 新型インフルエンザ等の症例定義

道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知します。

● 医療体制の整備

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。（保健福祉部）

- ・ 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努めます。
- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努めます。
- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼します。

● 帰国者・接触者相談センターの設置

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを設置します。
- ・ 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

● 医療機関等への情報提供

道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

● 検査体制の整備

道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備します。

● 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・ 道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。
- ・ 道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請します。
- ・ 道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導します。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

①事業者対応

町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請します。

②要援護者対応

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

③遺体の火葬・安置

道との連携により、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

国内発生早期

状態

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

- ・ 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

- ・ 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的

- ・ 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、道等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して積極的な情報提供を行います。
- ・ 国内感染期への移行に備えて、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備、医療体制の確保等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

○町対策本部の設置

国により緊急事態宣言がなされた場合には、速やかに町対策本部を設置します。

(2) 情報提供・共有

①相談窓口等の体制充実・強化

- ・ 国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供ができるよう体制の充実・強化に努めます。
- ・ 国及び道が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努めます。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報等について速やかに町民に情報提供します。

(4) 予防・まん延防止

- ・ 町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を徹底するよう周知します。
- ・ 町内発生に備え、町の施設の閉鎖について検討をします。
- ・ 町内発生に備え、国等が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、小中学校、認定こども園等の臨時休業の基準について検討をします。
- ・ 道が行う患者対策や濃厚接触者対策について、要請に基づいて対応をします。

(5) 予防接種

①住民接種の実施

- ・ ワクチン供給が可能になり次第、町民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を開始します。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

- ・接種の実施に当たり、国、道及び医師会等と連携して、公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行います。

②住民接種の広報・相談

- ・町民からの基本的な相談に応じます。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であることから、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供します。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施する必要があるため、接種の目的や優先接種の意義、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等について、速やかに分かりやすく町民に伝えます。

③住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を町内の医療機関に配布します。

(5) 医療

国及び道が実施する医療体制の整備、医療機関への情報提供等、国内発生早期における各種対応について協力します。

医療に関する道の対策

● 医療体制の整備

- ・道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。
また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。

● 患者への対応等

- ・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。
- ・道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。
- ・道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。

● 医療機関等への情報提供

- ・道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

● 抗インフルエンザウイルス薬

- ・道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請します。

● 医療機関・薬局における警戒活動

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

① 要援護者対策

- ・ 要援護者の支援計画に基づき、要援護者対策を実施します。
- ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

② 遺体の火葬・安置

- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

① 水の安定供給

- ・ 水を安定的かつ適切に供給するために消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な措置を講じます。

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。